

学生の皆さんへ

学生主事

## 課外活動（部・同好会活動）制限の緩和について（第3報）

福井県教育委員会の指針として、課外活動の対外的な活動が可能となりました。それに伴い、「制限緩和にかかる条件」の「校内での活動に限り、対外的な活動（練習試合等を含む）は当面の間行わないこと」という条件を削除するとともに、内容を一部変更します。

学生の皆さんは、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している場所、③近距離での会話や発声が行われる密接空間、という「三密」の条件が同時に重なった場）を避け、顧問の先生方のご指導の下、安全な課外活動を行うよう努めてください。また活動時には体温の測定をするとともに体調不良でないことを確認し、具合の悪い学生は参加を控えるようにしてください。

・課外活動制限緩和期間 令和2年6月1日より

・制限緩和にかかる条件

- ① 課外活動の可否については、学校の指示に従うこと
- ② 文化系の活動の内、リモートなど遠隔作業が可能なもの
- ③ 学校に集合しての活動の場合（体育系・文化系共通）
  - (1) ~~当面の間(県境の往來の自粛制限が解除されるまで)、福井県内在住の学生に限る~~
  - (2) 屋内での活動は原則として少人数（感染対策が可能な人数；当面（学校が変更するまで）、10名程度まで）に限る。ただし、体育館においては同時に活動できる部・同好会は原則1団体とし、15名程度までを目安とする。屋外の活動については人数に制限を設けないが、特に(5)に配慮すること。ただし、各競技団体のガイドラインがある場合には、そちらを優先すること。
  - (3) 参加については、学生ならびに保護者の了解を得ること（参加学生は「課外活動参加承諾書」を課外活動参加時に指導教員に提出すること）
  - (4) ~~校内での活動に限り、対外的な活動（練習試合等を含む）は当面の間行わないこと~~
  - (5) 複数の人とトレーニングなどを行う場合には、相互に、前後左右、1.5～2メートルの距離を取る
  - (6) 顧問の監督下で行うこと
  - (7) 屋内での活動においては、ドアや窓を広く開け、こまめな換気を行うこと
  - (8) 手に触れる場所や用具をできるだけ消毒すること。またこまめに手洗いを行い、タオルやコップ等の共用はしないこと
- ④ 活動を行うすべての部・同好会は「課外活動届」を必ず提出すること。また、「課外活動報告書」提出時に「課外活動参加承諾書」を提出すること
 

【様式集（本校ホームページ）】 <https://www.fukui-nct.ac.jp/life/style/>
- ⑤ トレーニングセンターは使用禁止の状態を継続する
- ⑥ 心和館の使用は当面禁止する



(注)学生寮は閉寮中です。宿泊はできません。